

宮崎市バス広告ガイドライン

平成20年4月1日

宮崎市

第1 目的・趣旨

本市では、第四次総合計画で掲げた将来の都市像「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」を実現するため、まちづくりに関する重点政策として「美しい自然と情景にまつまれた九州一の景観都市」づくりに取り組んでいます。美しい景観づくりは、生活環境を快適にし、市民生活の質を向上させることができます。あわせて、都市の活力や魅力を増進し、観光・交流の促進にもつながります。

このような中、屋外広告物は、景観づくりの重要な要素として、周辺景観への調和について配慮することとしています。なかでも、バス広告は、公共交通機関に表示され、公共空間である道路を、継続的に移動するものであり、他の広告物と比べ、一般市民の目に無条件に飛び込んでくる特性を有しています。

そのため、バス事業者のみならず、広告主や広告制作会社（広告代理店）は、市民に与える影響を考慮して、道路交通の安全性や公共交通機関の性格に配慮した内容とすることは勿論、周辺景観への調和について特に配慮することが求められます。

本ガイドラインは、バスに一定規模以上の広告物を表示しようとする事業者等に対し、デザイン性の向上を図る観点から一定の方針を示したものです。

第2 対象

乗合自動車（路線バス）の外側面を利用するもので、一つの車両についての広告の表示面積が、車体の右側部、左側部、後部のそれぞれの面積の1/5を超えるものを本ガイドラインの対象とします。

第3 台数の上限

大規模な車体利用広告物は、走行台数が増大すると景観に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、一般広告・公共広告を含め、一つのバス事業者につき、当該事業者が配置する乗合自動車（使用の本拠の位置が宮崎市内のものに限る。）の台数の5分の1以内に努めてください。

第4 広告デザインの検討における留意事項

事業者等は、広告のデザイン等を検討する際、次に掲げる事項に留意してください。

1. 識別性の確保

- (1) 広告表示によりバス会社等の識別性を低下させないよう車両の各側面及び後部面にバス会社名等を表示すること
- (2) 法令等に基づく、行先、車号等の表示が明確に識別できるよう配慮すること

2. 安全性の確保

- (1) 公衆に対し危害を及ぼす恐れのあるものは使用しないこと
(例)：腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
(例)：公序良俗を害するもの

(2) 交通情報等と混同する恐れのあるものは使用しないこと

- (例)：信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの
- (例)：緊急車両等と類似したもの
- (例)：後部の色が尾灯・方向指示器の色と紛らわしいもの

(3) 運転者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しないこと

- (例)：4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (例)：文字表記が多く、読ませるもの
- (例)：絵柄や文字が過密なもの
- (例)：同一規格内容を過剰に複数、表示したもの

3. 市民感情への配慮

(1) 青少年の健全育成に反するものは表示しないこと

- (例)：暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- (例)：ギャンブルを肯定的にするもの
- (例)：青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (例)：性を意識させるようなもの

(2) 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しないこと

- (例)：人の人格、身体、思想等を侵害するもの
- (例)：人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
- (例)：人又は法人等の名誉等を毀損するもの

(3) 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しないこと

- (例)：虚偽の内容を表示するもの
- (例)：法令等で認められていない業種、商法、商品を表示するもの又は肯定するもの
- (例)：誇大、比較広告等手法上議論があるもの
- (例)：責任の所在が明確でないもの

(4) 容易に市民の理解が得られないものは表示しないこと

- (例)：卑猥な内容、デザインのもの
- (例)：風俗営業に関連するもの
- (例)：布教を目的とするもの
- (例)：政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
- (例)：世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
- (例)：その他社会風紀を乱す恐れのあるもの
- (例)：畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

4. 景観への配慮

緑豊かな山々、美しい海岸線、大淀川などの恵まれた自然環境を基調とした、本市の景観特性への影響を抑えるとともに、宮崎市景観計画で定めた「空と海、山と川が広がるまち」「花と緑豊かな美しいまち」など、目指すべき景観のイメージにふさわしいデザインとなるように努めること。

- (1) 特に景観への配慮が必要な地域又は場所については運行しないように努めること
- (2) 走行する路線において、最も影響を受ける地域の景観と調和したデザインにすること
- (3) デザインはイメージを主体としたものとする。また、統一感のあるレイアウトにすること
- (4) 車体の形状及び色彩と調和したデザインにすること
- (5) 文字を手段とする情報は最小限にとどめること
- (6) 地色又は広範囲に、彩度 10 以上の高彩度色及び明度 3 以下の暗い色調は使用しないこと
- (7) 高彩度色同士の組み合わせや多色使いを避けること
- (8) 一体性を失うような複数の種類の広告や窓面の内側からは表示しないこと

第5 自主審査

バス事業者は次により自主審査を行ってください。

(1) 自主審査基準の設定

自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定めること

(2) 自主審査機関の設置

バス広告のデザイン等に関する自主審査機関を設置し、自主審査基準により審査を行うこと。なお自主審査機関には、第三者である学識経験者等、専門家の参加に努めること

第6 その他

バス事業者、広告主及び広告制作会社（広告代理店）等は、バス広告を表示する際、本ガイドラインに準拠した内容とするほか、宮崎市バス広告デザイン検討委員会の意見を尊重してください。また、バス事業者は利用者（市民）のバス広告に関する意識調査を定期的に行ない、意見を厳粛に受け止め、公共交通機関としての責務を果たしてください。